

用語の解説

職業

「職業」とは、就業者について、調査年（平成22年）の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間で「仕事を休んでいた人」については、その人がいざ実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事が増える場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成22年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基準としており、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類からなっている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

職業大分類	凡 例
管理的職業従事者	管理的公務員、会社役員など
専門的・技術的職業従事者	研究者、技術者、保健医療従事者、保育士、弁護士、教員など
事務従事者	一般事務従事者、集金人、パーソナルコンピューター操作員など
販売従事者	商品販売従事者、不動産仲介、保険代理、営業職業従事者など
サービス職業従事者	家政婦（夫）、介護職員、理美容師、調理人、ビル管理人など
保安職業従事者	自衛官、警察官、消防員、警備員など
農林漁業従事者	農業従事者、林業従事者、漁業従事者
生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者、機械整備・修理従事者など
輸送・機械運転従事者	鉄道・自動車・船舶・航空機運転従事者、車掌、操縦士など
建設・採掘従事者	建設・土木作業従事者、電気工事従事者、砂利採取従事者など
運搬・清掃・包装等従事者	郵便・電報外務員、ビル建物清掃員、包装従事者など
分類不能の職業	

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものである。

区 分	内 容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト その他	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の時間や日数に関係なく「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農場主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農場主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人